



山形県公報

令和7年3月25日(火)
第589号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……250
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……252
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……253
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……254
- 一般国道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……256
- 昭和45年4月県告示第328号(建築基準法第22条の規定による市町村の区域の指定)の
一部改正……………(建築住宅課) ……同
- 道路の位置の指定の廃止……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則……………257
- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 令和7年1月26日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(高等教育政策・学事文書課) ……259
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……261
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……267

そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第206号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 みちのく村山農業協同組合
 代表理事組合長 三浦 康彦
 村山市楯岡北町一丁目1番1号
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
高嶋 洋一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年2月28日	
折原 武 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
有路 拓矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
芦野 和弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
大貫 清悦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
押切 智志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
黒沼 洋昭 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
齋藤 忠晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
後藤 理 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
石山 卓也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
前田 和弥 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
奥山 和直 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
加藤 清宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
村岡 真人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
草刈 一人 玄米、大豆、そば	同 左			
軽部 和敦 玄米	同 左			
志村 秀弥 玄米、大豆、そば	同 左			

伊藤 和宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 玄米	同 左
高橋 浩樹 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 玄米、大豆、そば	同 左
笹原 貴久 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 玄米、大豆、そば	同 左
生田 秀治 玄米、大豆、そば	同 左
今野 英樹 玄米、大豆、そば	同 左
尾崎 洋介 玄米、そば	同 左
草苺 範明 玄米、大豆、そば	同 左
斉藤 亮 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大崎 卓也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 宣幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻村 憂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
岸 裕 玄米、大豆、そば	同 左
西尾 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
押切 祐輔 玄米、そば	同 左
笹原 恵介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 泰志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 博幸 もみ、玄米	同 左
大地 理寛 もみ、玄米	同 左

井澤 啓太 もみ、玄米	同 左
仲嶋 祐介 もみ、玄米	同 左
土田 柊人 もみ、玄米	同 左
齋藤 義典 もみ、玄米	同 左
井上 祐 もみ、玄米	同 左
井上 朝美 もみ、玄米	仲嶋 朝美 もみ、玄米
土海 圭介 もみ、玄米	同 左
五十嵐 佳尚 もみ、玄米	同 左
佐藤 愛一郎 もみ、玄米	同 左
大場 直子 もみ、玄米	同 左
有川 泰人 もみ、玄米	同 左
伊藤 祐司 もみ、玄米	同 左
齋藤 慎吾 もみ、玄米	同 左
早坂 恒亮 もみ、玄米	同 左
相馬 洸矢 もみ、玄米	同 左
小内 貴宏 もみ、玄米	同 左
尾内 大輔 もみ、玄米	同 左
丹 康雅 もみ、玄米	同 左

山形県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日
令和7年3月17日

山形県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜淵中田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡金山町大字漆野字堂ヶ沢口12番5から 同 12番4まで	旧	26.0メートル } 12.0	メートル 48
同 上	新	41.0メートル } 12.0	同 上

山形県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 釜淵中田線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字漆野字堂ヶ沢口12番5から
同 12番4まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月25日

山形県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字玉庭字鹿ノ子沢6787番1から 同 6787番39まで	旧	7.8メートル } 7.0	メートル 35
同 上	新	34.0メートル } 16.4	同 上

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字玉庭字鹿ノ子沢6787番1から
同 6787番39まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月25日

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市小名部字平沢15番1から
同 14番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月25日

山形県告示第213号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
鶴岡市
- 2 事業の種類
鶴岡市第三学区放課後児童クラブ整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 鶴岡市若葉町地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

鶴岡市第三学区放課後児童クラブ整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である鶴岡市は、「第2次鶴岡市総合計画後期計画」において、5つの加速化アクションの中の一つとして、「若者、子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げており、放課後の子どもの遊びや生活の場づくりのため、老朽化や狭隘化等が進む放課後児童クラブを新たに整備することとしている。また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現第三学区放課後児童クラブ（以下「現施設」という。）は、老朽化が著しく、昭和56年の建築基準法の改正前の構造物であることから、新耐震基準に適合していないといった問題がある。また、登録児童の増加により現施設の狭隘化、過密化が進行するものと想定され、施設内での児童の衝突や転倒などの事故のおそれがあることから、児童の安全を確保することが喫緊の課題となっている。

本件事業の実施により、児童たちが安全に安心して放課後を過ごせる環境が確保されるとともに、保護者の仕事と子育てとの両立のための環境が整うことで、同市が策定している「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる放課後児童の居場所づくりの推進が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業には該当しなかった。

また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておらず、埋蔵文化財は確認されなかった。

このほか、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき動植物について、起業者は鶴岡市環境課に照会を実施しており、本件事業の起業地において、絶滅が危惧される野生生物の生息は確認されていない旨の回答を得ている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、現施設の建替えを行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、児童の安全確保の観点から、通学する鶴岡市立朝陽第三小学校からは交通量が多い県道332号線を横断する必要がなく、同小学校から徒歩で概ね10分以内で通所可能な500m圏内の場所にあること。また、通所児童数の増加に対応できる施設等を整備可能な、一定規模の敷地面積を有することなどの条件により、申請案を含む3箇所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案と他案を比較すると、申請案は同小学校から約150m南に位置しているものの、児童は県道332号線を横断することなく、徒歩での通所が可能な場所である。また、申請案の敷地面積は、現施設の敷地の狭隘化、過密化を解消することが可能な広さであるとともに、今後の通所児童数の増加を想定した放課後児童クラブ、広場、駐車場等の施設規模に対応している。また、他案に比べ施設の早期の整備が可能である。さらに、申請地周辺は、用水路等の危険箇所がないため、児童の安全性が確保されていることなど、社会的、地理的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

同小学校の学区内には、子育て支援施設、保育園、幼稚園があり、令和6年4月には中高一貫校である山形県立致道館中学校・高等学校が開校するなど、教育環境が充実していることから、子育て世代の増加が見込まれる。

一方、現施設は、老朽化が著しく、狭隘化、過密化していることに加え、昭和56年の建築基準法の改正前の構造物であることから、新耐震基準に適合していないといった問題がある。

今後、登録児童の増加により現施設の狭隘化、過密化が進行するものと想定され、施設内での児童の衝突や転倒などの事故のおそれがあることから、児童の安全確保のため、新施設を早期に整備する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1) から(4) までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

鶴岡市健康福祉部子育て推進課（鶴岡市総合保健福祉センター「ここ・ふる」）

山形県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
小国町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 小国都市計画下水道事業
(2) 名称 小国公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成5年1月19日から令和14年3月31日まで

山形県告示第215号

昭和45年4月県告示第328号（建築基準法第22条の規定による市町村の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「建築基準法第6条第1項第4号」を「建築基準法第6条第1項第3号」に改める。

山形県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有第1219号
- 2 廃止に係る指定の場所 上山市金生一丁目22番の一部
- 3 廃止年月日 令和7年3月18日

山形県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有第1524号
- 2 廃止に係る指定の場所 上山市金生一丁目28番の一部
- 3 廃止年月日 令和7年3月18日

山形県告示第218号

次の開発行為は、完了した。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和6年12月25日 指令村総建第236号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字上野甲1149番2の一部、甲1152番1の一部、甲1154番1、甲1154番2、甲1155番2、甲

1155番3、甲1155番5、甲1157番2、乙881番2の一部、乙885番1、乙886番2、丙1946番1の一部、字高瀬山乙978番3の一部、乙978番150、乙978番982（第三工区）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第7号

山形県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会公文書管理規則（令和2年3月県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第4条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第5条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第8号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号の5、別記様式第7号の11、別記様式第7号の14及び別記様式第7号の17中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年1月26日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年1月26日執行 山形県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,302,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	金山 屯	所属党派	無 所 属	期間	令和7年1月8日から 令和7年1月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	金山 屯					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		0円
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費		0
（団体名）			0円	選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		83,160
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
その他の寄附	0件		0	休泊費		0
その他の収入			83,160	雑費		0
今回計			83,160	今回計		83,160
前回計			0	前回計		0
総計			83,160	総計		83,160

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年1月31日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	吉村 美栄子	所属党派	無 所 属	期間	令和6年11月24日から 令和7年2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴木 徳夫					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		765,000円
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費		3,084,367
（団体名）				選挙事務所費		2,327,160
元気未来！やまがた		政治団体	8,000,000円	集合会場費		757,207
				通信費		53,199
				交通費		0
				印刷費		924,000
				広告費		1,803,340
				文具費		1,141
				食糧費		111,396
その他の寄附	0件		0	休泊費		144,000
その他の収入			0	雑費		691,726
今回計			8,000,000	今回計		7,578,169
前回計			0	前回計		0
総計			8,000,000	総計		7,578,169

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	924,000円
	計	924,000円

報告書受理年月日	令和7年2月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	吉村 美栄子	所属党派	無	所 属	期間	令和6年11月29日から 令和7年2月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	鈴木 徳夫						
収入					支出		
主たる寄附					人件費		0円
氏名 （氏名） （団体名）	（職 業）	（寄附額）	0円		家屋費		0
					選挙事務所費		0
					集合会場費		0
					通信費		189,899
					交通費		0
					印刷費		0
					広告費		0
					文具費		0
					食糧費		0
その他の寄附	0件		0		休泊費		0
その他の収入			0		雑費		35,596
今回計			0		今回計		225,495
前回計			8,000,000		前回計		7,578,169
総計			8,000,000		総計		7,803,664
		項 目		金 額			
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成				0円	
		ポスターの作成				0円	
		計				0円	
報告書受理年月日	令和7年2月28日			第2回報告分			

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県新文書管理システム構築及び運用管理・保守業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和7年5月19日（月） 午前9時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県新文書管理システム構築及び運用管理・保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年7月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務と同種の文書管理システムの設計、構築、運用管理及び保守業務を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として2の(1)の役務と同種の文書管理システムの設計、構築、運用管理及び保守業務を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 500$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価、要求機能の適合状況の評価及びデモンストレーションの内容の評価（以下これらを「技術評価」という。）によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び技術評価点の配分 点数については、2,000点満点とし、うち入札価格評価点を500点、技術評価点を1,500点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び技術評価点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類、要求機能の適合状況を記載する書類及びデモンストレーション動画（以下これらを「業務提案書等」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者並びに業務提案書等に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

- 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部高等教育政策・学事文書課文書・情報公開係
電話番号023(630)2050
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月9日（水）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月3日（木）午後3時までに山形県総務部高等教育政策・学事文書課文書・情報公開係に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。
イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和7年4月9日（水）午後3時
ロ 業務提案書等 令和7年4月28日（月）午後3時
 - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Work for the construction and operation management and maintenance of the Yamagata Prefectural Government's new document management system : 1 set
 - (2) Time-limit for the tender: 9:30 A.M. May 19, 2025
 - (3) Contact point for the notice: Higher Education Policy and Archival Documentation Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2050

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月25日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類
財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関57箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
神 室 少 年 自 然 の 家	令和7年1月10日	松田委員	—
高 畠 高 等 学 校	令和7年1月10日	松田委員	—
長 井 工 業 高 等 学 校	令和7年1月10日	松田委員	—
尾 花 沢 警 察 署	令和7年1月10日	松田委員	—
置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
や ま な み 学 園	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
米 沢 養 護 学 校	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
長 井 警 察 署	令和7年1月10日	高橋委員	海老名委員
小 国 警 察 署	令和7年1月15日	松田委員	—
米 沢 警 察 署	令和7年1月15日	松田委員	—
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員
こ ども 医 療 療 育 セ ン タ ー	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和7年1月15日	高橋委員	海老名委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	令和7年1月16日	松田委員	—
寒 河 江 高 等 学 校	令和7年1月16日	高橋委員	海老名委員
北 村 山 高 等 学 校	令和7年1月16日	高橋委員	海老名委員

村山産業高等学校	令和7年1月17日	松田委員	—
楯岡特別支援学校	令和7年1月17日	松田委員	—
村山警察署	令和7年1月17日	松田委員	—
上山明新館高等学校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
米沢東高等学校	令和7年1月17日	高橋委員	海老名委員
衛生研究所	令和7年1月22日	松田委員	—
精神保健福祉センター	令和7年1月22日	松田委員	—
山形警察署	令和7年1月22日	松田委員	—
東桜学館中学校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
山辺高等学校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
東桜学館高等学校	令和7年1月22日	高橋委員	海老名委員
谷地高等学校	令和7年1月23日	松田委員	—
左沢高等学校	令和7年1月23日	松田委員	—
新庄警察署	令和7年1月23日	松田委員	—
山形南高等学校	令和7年1月23日	海老名委員	—
ゆきわり養護学校	令和7年1月23日	海老名委員	—
朝日学園	令和7年2月5日	松田委員	—
寒河江警察署	令和7年2月5日	松田委員	—
博物館	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
上山高等養護学校	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
上山警察署	令和7年2月5日	高橋委員	海老名委員
村山教育事務所	令和7年2月6日	松田委員	—
山形西高等学校	令和7年2月6日	松田委員	—

天童高等学校	令和7年2月6日	松田委員	—
山形北高等学校	令和7年2月6日	海老名委員	—
霞城学園高等学校	令和7年2月6日	海老名委員	—
新庄北高等学校	令和7年2月12日	松田委員	—
新庄南高等学校	令和7年2月12日	松田委員	—
新庄養護学校	令和7年2月12日	松田委員	—
図書館	令和7年2月26日	松田委員	—
教育センター	令和7年2月26日	松田委員	—
山形東高等学校	令和7年2月26日	松田委員	—
天童警察署	令和7年2月26日	松田委員	—
山形空港事務所	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員
山形工業高等学校	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員
山形盲学校	令和7年2月26日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 福祉相談センター

(イ) 前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 赴任旅費を支給していないもの 12件 合計 418,690円

主な事例は以下のとおり

要支給額 95,210円

b 通勤手当について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計 600円

主な事例は以下のとおり

令和6年4月支給分

既支給額 2,700円

正支給額 3,000円

要追給額 300円

c 日額報酬について、算定を誤り、追給を要するもの

令和5年4月から7月支給分

既支給額 72,090円

正支給額 73,980円

要追給額 1,890円

ロ 工業技術センター

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので3万円以上のもの
県有機械貸付収入

調定日 令和5年9月6日

納期限 令和5年9月22日

納入日 令和6年3月27日

金額 85,150円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので1万円以上のもの
県有機械貸付収入

調定日 令和5年6月22日

納期限 令和5年7月11日

納入日 令和6年3月11日

金額 22,290円

ハ 寒河江高等学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

物件購入契約約款による長期継続契約で、物件購入単価契約書に契約解除条件の記載がないもの

令和6年度から8年度に係るLPガス購入の単価契約

契約単価 572円/m³

ニ 新庄警察署

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの
役員費(捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料)

請求書受理日 令和5年10月13日

支払期限 令和5年10月27日

支払日 令和6年2月5日

支出額 2,794円

- b 支払期限内に支払をしていないもの
役員費(捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料)

請求書受理日 令和5年11月16日

支払期限 令和5年11月30日

支払日 令和6年1月9日

支出額 264円

ホ 博物館

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもの

山形県立博物館化石木(埋没樹林)修復業務委託

契約金額 1,366,539円

要契約保証金額 136,653円

ヘ 新庄北高等学校

(イ) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 5件
 主な事例は以下のとおり

使用する財産 運動場

使用目的 野球部冬季・雨天時等練習用ビニールハウス（3棟）の敷地

申請年月日 令和6年2月12日

使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ト 新庄南高等学校

(イ) 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの

(内容)

学校徴収金等について、適正に処理されていないもの

生徒会費に係る学校徴収金等 合計210,200円

チ 新庄養護学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

4年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、事務事業の執行体制の改善が必要と認められるもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 4件 合計912,045円

主な事例は以下のとおり

令和6年6月支給分

既支給額（100分の60） 283,382円

正支給額（100分の0） 0円

要返納額 283,382円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額（100分の100） 126,700円

正支給額（100分の30） 38,010円

要返納額 88,690円

c 通勤手当について、認定の手続を行っていないもの 13件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定額を誤った10万円以上のもの（山形工業高等学校）

(ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（工業技術センター、高度技術
 研究開発センター）

ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（産業技術短期大学校、山形北高等学校、上山高等養護学校、楯岡
 特別支援学校、山形警察署、村山警察署）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月
 を超えてしていないもの（置賜食肉衛生検査所）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（福祉
 相談センター、村山産業高等学校）

(ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの（山形北高等学校）

ハ 契約

(イ) 業者の選定・決定が適切でないもの（こども医療療育センター）

ニ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの（山形北高等学
 校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和7年2月14日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年3月25日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田東高等学校	工事・物品購入等の分割などが適切でないもの	工事、物品購入等を発注する場合は、分割することが適切かどうか事前に財務規則等を確認するとともに、出納室等に助言を求める等により、適切な事務の執行を図る。
	支出事務が適切でないもの	旅費の支給について、管理職による財務システムでの進捗状況の確認を徹底し、支払遅延の防止を図る。
庄内空港事務所	入札事務が適切でないもの	発注する設計書については、チェックする人数を増やすなど体制を強化する。 建設技術センターへ委託した設計書については、センターから具体的な説明を受け、積算項目、条件明示資料等でチェックしながら入念に確認した上で、成果品を引き取る。
最上教育事務所	支払先を誤って支出し、支払金額を返納させたもの	債権者の氏名や口座情報等について複数人でチェックすることにより、支払いミスの防止を図る。
置賜農業高等学校	物品の管理が適切でないもの	備品の管理状況の確認を複数人で行うとともに、教職員に対して備品の廃棄に係る事務手続きを周知徹底し、適正な事務の執行を図る。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和7年3月25日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社
 理 事 長 沼 澤 好 徳

1 県営住宅の名称等

地域	名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要		
			住宅形式	戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
	県営五十鈴ア パート3号	山形市大野目二 丁目2-46	3K	51.2	1	一般用	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	28,100	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
	同 南山形ア パート4号	同 南松原一 丁目9-1	1LDK	39.9	3	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,400		同
	同 馬見ヶ崎 アパート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300		同
	同 桜町アパ ート1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	1	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200		
	同	同	同	58.4	1	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200		単身可
	同	同	同	63.9	1	同	21,300	24,600	28,100	31,700	36,200	41,800		
	同	同	同	63.9	1	同	21,300	24,600	28,100	31,700	36,200	41,800		単身可
	同 深町アパ ート2号	同 深町一丁 目7-37	同	64.2	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400		
	同 3号	同 7-27	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300		単身可
	同	同	同	64.2	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400		
	同 きたまち アパート1号	同 桜町三丁 目2-15	2LDK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600		
	同 3号	同 2-9	同	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600		
	同 あたごア パート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,100	32,400	37,100	41,800	47,800	55,200		
	同 東山アパ ート	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700		単身可

村山

同 飯塚住宅 1号	同 飯塚町 1353-1	2DK	55.4	1	特定目的用 （備・庫・特用）	20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300	同
同 2号	同	3DK	67.0	1	一般用	24,800	28,600	32,800	36,900	42,200	48,700	
同 3号	同	2DK	55.4	1	特定目的用 （備・庫・特用）	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,700	单身可
同 土屋倉ア パート2号	上山市美咲町2 -3	3DK	51.8	2	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,500	15,500	17,800	20,000	22,900	26,400	单身可
同 金生アパ ート	同 金生一丁 目13-13	3K	44.4	1	同	10,600	12,200	13,900	15,700	15,800	15,800	
同 鷺ヶ袋ア パート1号	同 旭町二丁 目7-1	3DK	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	单身可
同 長清水ア パート3号	同 長清水一 丁目10-13	同	67.7	2	同	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	
同 9号	同 10-19	同	70.1	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	
同 同	同	同	70.1	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	单身可
同 長岡アパ ート4号	天童市中里一丁 目2-4	2DK	58.3	1	特定目的用 （備・庫・特用）	20,500	23,700	27,100	30,600	35,000	40,300	同
同 交り江ア パート2号	同 交り江五 丁目10-2	3DK	62.8	1	一般用	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	同
同 天童駅西 アパート3号	同 駅西二丁 目2-31	同	61.0	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	同
同 天童駅南 アパート2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	同
同 天童南部 アパート2号	同 南町三丁 目18-2	3LDK	79.9	1	同	28,500	32,900	37,600	42,400	48,500	55,900	
同 3号	同 18-3	同	79.9	1	同	28,500	32,900	37,600	42,400	48,500	55,900	

村山

同 近江アパ 一ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 中原アパ 一ト2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同 長崎アパ 一ト	同 8035- 205	同	62.8	1	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	単身可
同	同	同	62.8	1	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	同
同 南寒河江 アパ一ト2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 谷地アパ 一ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 2号	同	2LDK	71.1	1	同	21,700	25,100	28,700	32,300	37,000	42,700	単身可
同 左沢アパ 一ト	同 大江町 大字藤田264-3	3DK	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同	同	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	単身可
同 楯岡アパ 一ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	
同	同	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	単身可
同 楯岡中町 アパート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 東根中央 アパート3号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	2	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900	
同 大石ア パート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	13,700	15,900	18,200	20,500	23,400	27,000	

村山

同 成田アパ 一ト	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	単身可
同	同	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同 関口アパ 一ト1号	南陽市宮内352 -3	同	68.0	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	
同 3号	同	2DK	57.3	1	特定目的用 借地権(特則)	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	単身可
同 桜木アパ 一ト2号	同 三間通 1229-1	3DK	59.3	1	一般用	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目ア パート	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	4	同	14,600	16,900	19,300	21,800	24,900	28,800	
同 糠野目第 2アパート	同 福沢南21- 2	同	62.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同	同	同	64.2	1	同	19,800	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	単身可
同 大町アパ 一ト	同 大字高島695- 12	同	58.0	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同 館之北ア パート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	単身可
同 白鷹アパ 一ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,300	24,600	
同 宝前町住 宅	同 十王5502- 1	3LDK	77.8	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	
同 あらとア パート1号	同 荒砥乙725 -1	3DK	74.4	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,400	45,500	
同 飯豊アパ 一ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900	
同 美原アパ 一ト2号	同 鶴岡市美原町19 -28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	

置賜

同 3号	同 19 -23	同	77.0	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,000	单身可
同 東部アパ 一ト1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	单身可
同 茅原アパ 一ト1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	
同 3号	同	同	61.0	1	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,200	单身可
同 城南アパ 一ト2号	同 城南町9 -30	同	64.2	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	同
同 未広アパ 一ト1号	同 未広町23 -63	2 LDK	69.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同	同	3 DK	69.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同 2号	同 23 -62	2 LDK	69.3	3	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同	同	同	69.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	单身可
同	同	3 DK	69.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同 川南アパ 一ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2 DK	51.2	1	同	15,000	17,300	19,800	22,400	25,600	29,500	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	
同 川南住宅 3号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,000	18,500	21,100	23,800	27,200	31,400	单身可
同 川南アパ 一ト5号	同 1-5	3 K	55.7	3	同	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700	
同 こがねア パ一ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3 DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	

庄内

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（身障者用）」と記載のある県営住宅については、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間

県営住宅の所在する地域	申込期間
村山	令和7年4月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和7年4月11日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
最上 置賜 庄内	令和7年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和7年4月18日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

県営住宅の所在する地域	請求先及び提出先
村山	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県住宅供給公社村山地域管理事務所
最上	新庄市金沢字大道上2034 山形県住宅供給公社最上地域管理事務所
置賜	米沢市金池七丁目1番50号 山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所
庄内	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和7年7月上旬

正 誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
令和7.2.12	第577号	74	下から20	山形地方務局（本局）	山形地方務局寒河江支局
同	同	75	8	山形地方務局（本局）	山形地方務局寒河江支局